

学校いじめ防止基本方針

大阪学芸中等教育学校

1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1) いじめの定義

「いじめ」とは、「いじめ防止対策推進法」第2条にあるように、「生徒（条文では「児童等」。以下同じ。）に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2) 基本理念

いじめの未然防止の観点に立ち、すべての教職員が連携し、いじめの防止・早期発見に努めるとともに、いじめがあることが確認された場合には、組織的に迅速な対応を行う。

また、教育活動全般を通じて、いじめを生まない土壌の醸成に努めるとともに、家庭や関係機関との連携を重んじる。

2. いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの防止・早期発見への取組、いじめへの対処の中核となるほか、教職員に向けた校内研修の企画・実施等についても担う。

<構成員>

「いじめ防止対策委員会」は、校長・教頭・生徒指導部長・人権教育推進委員長・養護教諭の5名を常任の構成員とし、状況に応じて学年団・生徒指導部・指導委員会と連携して実務に当たるとともに、スクールカウンセラーや外部の専門家からの助言・支援も受けるものとする。

３．いじめの防止等に関する措置

１）いじめの防止

日常の教育活動を通じて生徒との信頼関係を構築するとともに、生徒同士が互いを認め合い、主体的に授業・行事に参加できる学校づくりに努める。

そのために、生徒に対しては、道徳や学級活動、総合的な学習の時間をはじめとする教育活動全般を通じて、いじめ防止の啓発はもとより、自己有用感を高め他者を尊重する姿勢を培うとともに、教職員に対しては、校内研修や啓発活動を定期的に行い、いじめ防止に関する共通理解を深める。

２）いじめの早期発見

生徒に対するアンケート調査を学期に１回実施するとともに、定期的に学級担任との個人面談を行う。また、生徒がいじめを訴えやすい信頼関係を日頃から構築すると同時に、スクールカウンセラーの活用を促す等、相談体制の整備を行う。

さらに、いじめに限らず、学級担任や教科担当者を中心に、生徒の些細な変化に気を配り、変化が見られた場合には、すべての教職員がその情報を共有する。

３）いじめに対する措置

いじめの発見・訴えがあった場合には、迅速かつ組織的に事実関係の把握を行うとともに、被害・加害生徒双方の保護者に連絡する。その際、些細な言動であってもいじめの兆候と思われる場合には、早くから組織的・積極的に関わりを持ち、事態の早期解決を図る。

いじめの事実が確認されれば場合は、被害生徒に対しては、安全確保を図り、安心して学校生活が営むことができるように、保護者も含めた支援を行う。

また、加害生徒に対しては、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、保護者と協力の上、人格の成長を旨とし、懲戒も含めた毅然とした指導を行う。

さらに、被害・加害生徒が所属する学級等の集団に対しては、自分の問題として捉える視点を持たせ、いじめを絶対に許さない集団づくりを進める。